

令和4年3月25日

鯖江クリーンセンター「新ごみ焼却施設整備」にかかる 都市計画施設区域変更のための住民説明会開催のお知らせ

鯖江広域衛生施設組合
鯖江市都市計画課

鯖江広域衛生施設組合では、昭和61年4月より鯖江クリーンセンター（ごみ焼却場）の稼働を開始し、現在まで、鯖江市、越前町及び福井市の一部で発生するごみを処理してきました。稼働から35年以上が経過しており、経年的な老朽化が進んでいる状態です。

このような状況から施設の建替えを計画し、検討を進め、「新ごみ焼却施設」の整備に向けて諸手続きを進めております。鯖江市では、建替え工事に先立ち、必要とされる都市計画施設の区域を定める作業を行っております。

つきましては、都市計画法に基づき、ごみ焼却場の煙突から出る排出ガス等による生活環境影響調査の対象地域である住民の方々に、都市計画施設であるごみ焼却場の区域変更について、説明会を開催させていただきます。

詳細につきましては、各対象地区のお知らせをご覧ください。

記

- 1 対 象 : ① 鯖江市立待地区にお住まいの方
② 越前町気比庄区、田中区、市区、乙坂区にお住まいの方
③ 福井市清水山町上、在田町、甕谷町、花守町、三尾野町
にお住まいの方

説明資料につきましては、鯖江広域衛生施設組合のホームページにも掲載させていただきます。説明会に参加されない方でも、ご意見等、鯖江広域衛生施設組合にてお受けいたします。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。